

**熊本県立松橋高等学校**  
**いじめ防止基本方針**

令和7年（2025年）7月

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	5
(1) いじめ防止対策推進委員会の設置	5
(2) 「いじめ問題への対応マニュアル」の作成	5
(3) 本校が実施する具体的な取り組み内容	5
2 重大事態への対処	7
(1) 学校の設置者又は学校による調査	7
①重大事態の発生と調査	7
②調査結果の提供及び報告	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 基本方針の見直しの検討	10
2 基本方針策定状況の公表	10
別紙「いじめ問題への対応マニュアル」	11

## はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの生徒にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。本校においては、これまでも、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。しかしながら、最近では携帯電話等を介した誹謗・中傷の事案も起きており、いじめ事象の根絶には至っていないのが現状である。松橋高校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）をうけ、熊本県が策定した「熊本県いじめ防止基本方針」（以下、「県の基本方針」）に基づき、本校が関係諸機関との連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめ行為がいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、生徒が在籍する学校に在籍している 等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺

の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第2

2条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取るようにする。

### 3 いじめの理解

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員も生徒も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と

責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることを理解しておく。いじめは、どの生徒にでも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。平成25年7月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験していることが確認されている。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

#### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

##### (1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動やボランティア活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、本校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健やかな成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図

る。また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等についてはこれを見逃さないことが必要である。併せて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発も行っていく必要がある。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは教師の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。本校では、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携していじめの早期発見に努める。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

## (4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

## (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図る。それらの関係機関との適切な連携を図るため、平素から関係機関との情報交換や連絡会議の開催など情報共有

体制を構築しておくことが必要である。そのために、学校等警察連絡協議会等、既に設置されている協議会において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、地方法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切な周知を行う。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) いじめ防止対策推進委員会の設置

本校は、法第22条第1項の規定に基づき、「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、その構成員は、外部専門家、校長、教頭、事務長、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、総合支援推進室長、人権教育主任とする。「いじめ防止対策推進委員会」は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、「いじめ防止対策推進委員会」へ報告・相談する。加えて、集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。また、情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当者を置く。なお、「いじめ防止対策推進委員会」の小委員会として、「いじめ問題対策委員会」を設置し、迅速な情報収集や対応を図るものとする。その構成員は、教頭、生徒指導主事、総合支援推進室長、人権教育主任、当該学年主任、当該担任、養護教諭とする。

#### (2) 「いじめ問題への対応マニュアル」の作成

別紙参照 (P11)

#### (3) 本校が実施する具体的な取り組み内容

##### ①いじめの防止

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、組織等や既存の連絡協議会を活用し、全職員で家庭、地域社会、関係機関及び民間団体等との連携の強化を図る。
- PTA総会や学年保護者会等の機会を利用し、保護者を対象とした「いじめ防止」の啓発や相談窓口の紹介等、家庭への支援を積極的に行う。
- 生徒が、学校・家庭・地域の共通理解のもと、各種ボランティア活動を通して様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を積極的に設けることで、他者理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、地域と組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー等の専門家やスクールサポーター等の警察官経験者等を積極的に活用する。

- 情報モラル教育を推進し、インターネット等の適切な利用について学習するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。
- 生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供することで、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動することの大切さを認識させ、コミュニケーション能力の向上及び他者への思いやりの心を育む。
- 教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図るため、校内研修を定期的実施する。
- 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、生徒会が主体となる取組を考え、学校、家庭及び地域が一体となって支援し、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。

## ②いじめの早期発見

- 「熊本県相談窓口」やいじめ匿名サイト「スクールサイン」を生徒、保護者に周知徹底する。
- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会等で学校と地域、家庭が組織的に連携・協働し、情報の共有化を図る。

## ③いじめへの対処

- インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、県教委の委託事業であるネットパトロール等の取組や、関係機関が行う取組の結果報告等を活用する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議、宇城地域人権危機管理協会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の強化に努める。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行うよう警察との連携・協力体制の強化に努める。

## ④いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。













